

広情個審第16号

平成26年6月25日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年12月10日付け広市教学健第10056号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第61号関係）

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件対象公文書は、申立人及び関係者からの聴取内容が記録されており、これらの情報は、次のとおり条例第7条第1号の個人情報及び同条第3号の市の事務支障情報に該当すると判断したものであり、不開示情報を除けば、その他有意な情報もないため、本件不開示決定したものである。

① 条例第7条第1号に基づく判断

申立人及び関係者の氏名及び聴取内容は、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号の個人情報に該当すると判断した。

② 条例第7条第3号に基づく判断

申立人及び関係者の聴取内容の情報は、実施機関が行う学校安全に関する事務の内部協議の情報であり、公にすることにより被聴取者と実施機関との信頼関係が損なわれるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると判断した。

- 2 申立人から、平成24年11月21日付けで本件対象公文書について保有個人情報開示請求が行われ、同年12月3日付けで部分開示決定及び不開示決定がなされた。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 まず、当審査会が本件対象公文書を見分したところ、実施機関の健康教育課学校安全対策担当の事務記録2枚が対象であり、それには、申立人及び関係者の氏名及び聴取内容並びに対応方針が記録されていることが認められます。
- 2 そもそも、条例第5条に基づく公文書の開示請求は、市政に関する情報を市民に説明すること等を目的としているため、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が何人であるか、どのような目的で開示請求をしているかといった個別的事情により、開示・不開示の判断や開示内容が異なるものではありません。

このため、開示請求者が本件対象公文書に記録されている聴取内容の当事者であるかどうかについて、本件不開示決定の際考慮されるものではありません。

このことから、本件対象公文書に記載されている個人の氏名や聴取内容は、たとえ申立人本人のものであっても、条例第7条第1号本文に規定されている個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別すること

はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると考えられ、また、公にすることが認められる同号ただし書きに該当するような特段の事情は見当たりません。

- 3 一方、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）第9条に基づく保有個人情報の開示請求は、個人の権利利益を保護するなどのために、自己に関する保有個人情報の開示請求権を認めるものですから、保有個人情報開示請求においては、同じ対象公文書であっても、申立人本人の情報は一定の範囲で開示されることとなります。
- 4 また、聴取内容や対応方針は、実施機関が行う学校安全に関する具体的な事案対応に関する情報であって、公にすることにより今後の当該事案解決に向けて事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることができるため、実施機関が条例第7条第3号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当であると考えられます。
- 5 上記の不開示情報を除けば、開示できる情報は事務記録の様式だけであり、本件開示請求に沿った有意な情報とは言えません。
- 6 これらのことから、実施機関が、本件対象公文書を条例第7条第1号及び同条第3号の不開示情報に該当するとして、本件不開示決定したことに違法又は不当な点はないと判断するものです。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 12. 10	広市教学健第10056号の諮問を受理（諮問第61号で受理）
26. 1. 28 （第1回審査会）	審議
26. 3. 18 （第2回審査会）	審議
26. 4. 25 （第3回審査会）	審議
26. 6. 13 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授